

金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4 に関する細則
(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)

平 23. 6. 30

(目的)

第 1 条 本細則は、金融先物取引業務取扱規則（以下「規則」という。）第 25 条の 4 に定める情報の保存等に関し、その具体的な運用、取扱について定めるものとする。

(対象となるデータ)

第 2 条 規則第 25 条の 4 第 1 項に規定する店頭外国為替証拠金取引(以下「取引」という。)が適正に行われていることを明らかにするために必要となる情報は、以下のものとする。

(1) 価格に関する情報（提示価格データ、基本価格データ）

(2) 受注及び約定に関する情報（注文の種別等を含む。）

2 会員は、顧客との取引を電気通信回線を通じて行う場合、前項各号の情報は、少なくとも秒単位以下の状態で保存するものとする。

3 会員は、自らの取引の適正性を検証するため必要となる第 1 項以外の情報について自らの判断により、規則第 25 条の 4 第 1 項に準じて保存するものとする。

(保存方法)

第 3 条 規則第 25 条の 4 第 1 項の規定により保存する情報は、顧客又は協会並びに会員の行う業務に係る関係諸機関からの問い合わせ等について、速やかに応じられる状態で保存するものとする。

(顧客への説明責任)

第 4 条 規則第 25 条の 4 第 2 項に規定する顧客とは、会員との間で行われた取引（不成立となった取引を含む。）が不適切であるが故に、会員に損害賠償その他経済的な便宜を求める顧客、その他会員が必要と認める顧客とする。

2 会員は、前項に定める顧客からの申出があった場合には、申出の内容及び対応を記録し、当該顧客の申出があった日から 3 年間保存するものとする。

3 前項の顧客への対応については、第 2 条第 1 項及び第 3 項に基づき保存した情報を用いた検証の内容及び結果を資料として顧客に提示し、当該資料を前項の記録とともに保存するものとする。

4 会員は、第 1 項に定める顧客以外の顧客から、取引の適正性について具体的な説明を求められた場合には、自らの判断により、第 2 条第 1 項及び第 3 項に基づき保存した情報を用い、当該顧客に誠実に説明するものとする。

(協会への報告)

第 5 条 会員は、前月に発生した第 4 条第 1 項の顧客からの申出に対する同条第 2 項及び第 3 項に規定する記録並びに資料（前月以前に発生し、対応を継続している事案の記録

を含む。)を、毎月10日までに、本協会に提出するものとする。

(協会等への情報提供等)

第6条 会員は、本協会が、第2条第1項及び第3項に規定する情報の提供を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

2 会員は、本協会が、当該会員の顧客との取引の適正性に関し、詳細な説明を求めた場合には、第2条第1項及び第3項に規定する情報を基に、説明を求められた取引の状況を再現し、自らの検証結果とともに、本協会に提出するものとする。

3 会員は、会員の行う業務に係る監督行政機関など関係諸機関から第2条第1項及び第3項に規定する情報の提供を求められた場合には、速やかに応じるものとする。

4 会員は、第1項により、本協会に第2条第1項及び第3項に規定する情報を提供する場合には、Excelファイル又はCSV形式の電子情報により提供するものとする。

(自己点検)

第7条 会員は、取引の適正性の維持に努めるものとする。

2 前項を実現するため、取引処理部門においては、顧客との取引状況に対する点検態勢を整備運用するものとする。

3 会員は、前項の点検の実施状況及び点検の仕組み、その内容の妥当性を確認するため、内部監査又は外部監査を行うものとする。

4 会員は、取引システムを外部委託している場合は、当該委託先に対し第2項の点検を求めると共に、委託先による点検の実施状況及び点検の仕組み、その内容の妥当性を確認するものとする。

附則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。